

市町村こども計画について

資料№3-1

こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱（及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする。

↓
こども計画を策定することが市町村の努力義務に

1. 自治体こども計画について

こども大綱

子ども施策に関する基本的な方針・重要事項、子ども施策推進に必要な事項のほか、①～③を含むもの

①少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

②子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

③子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

勘案

都道府県こども計画（努力義務）

国が定めるこども大綱を勘案した、当該都道府県におけるこども施策についての計画

勘案

市町村こども計画（努力義務）

こども大綱及び都道府県こども計画が策定されている場合は当該計画を勘案した、当該市町村におけるこども施策についての計画

既存の各法令と
一体で作成可！

統一的！
わかりやすさ！
事務負担の軽減！

子ども・若者育成支援推進法第九条第一項・第二項に規定する都道府県・市町村子ども・若者計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項・第二項に規定する計画

その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの
【例】
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県・市町村行動計画
・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

2. 長岡市こども計画（仮称）について

長岡市子育て・育ち“あい”プラン (現計画期間：令和2年度～令和6年度)

- 子ども・子育てに関する施策を推進するための計画
- 次の法令等に基づく計画を一体的に策定
 - ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画など

長岡市こども計画（仮称） (新計画期間：令和7年度～令和11年度)

- こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ
- 現行計画（長岡市子育て・育ち“あい”プラン）に
「子ども・若者計画」、「少子化対策」を含めた計画として、
一体的に整理

こども計画策定に向けた意見聴取

こども基本法第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

↓
こども計画策定のための調査及び意見聴取を実施

こども基本法第2条

この法律において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

↓
年齢規定がないため、子ども・若者計画の対象者（39歳まで）を調査の対象者として整理

調査項目	未就学児	小学生	中学生	高校生	若者
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	保護者	保護者	本人	本人	
子どもの生活実態調査 (子どもがいる世帯)	保護者	保護者	保護者	保護者	
若者意識調査 (19～39歳)					本人
※子ども・若者計画の対象者	○	○	○	○	○

意見聴取方法	未就学児	小学生	中学生	高校生	19歳～39歳
児童クラブでの意見聴取（予定）		○			
長岡教育情報プラットフォーム「こめぶら」での意見聴取（予定）		○	○		

調査・意見聴取した結果を施策に反映